

芝学友会規約

第一章 総則

第1条（目的）

芝学友会は学生自治活動を通じて、慶應義塾大学薬学部に所属する塾生の学生生活並びに文化活動を支援し、学生主導による新たな伝統の創造を図ることを目的とする。

第2条（定義）

本規約においては、以下の定義を用いる。

- | | |
|--------|--|
| 一 規約等 | 規約、規則並びに細則及び命令 |
| 二 塾生 | 通信教育過程に所属するものを除く
慶應義塾大学に所属する学部生(正規生)をいう |
| 三 傘下団体 | 本規約に定められる方法によって芝学友会に所属している団体 |
| 四 会員 | 本規約に定められる方法によって芝学友会に所属している塾生 |

第3条（芝学友会）

- ① 慶應義塾大学芝学友会（以下「芝学友会」という）は慶應義塾大学薬学部における学生自治団体である。
- ② 芝学友会は、全塾協議会所属団体である。
- ③ 芝学友会及びその傘下団体は、全塾協議会の定める規約等を遵守しなければならない。
- ④ 芝学友会及びその傘下団体は芝学友会の定める規約等を遵守しなければならない。

第4条（芝学友会の事業）

- ① 第1条の目的を達成するため、芝学友会は、慶應義塾大学薬学部生を対象とする福利厚生還元と傘下団体の統制を行う。
- ② 次の事業を主たる事業とする。
 - 一 学園祭の開催及び運営
 - 二 慶應義塾大学薬学部生に向けた講演会等の開催及び運営
 - 三 塾内交流及び地域交流の推進
 - 四 薬学部における倶楽部活動の活発化
 - 五 傘下団体への交付金等の支給
 - 六 傘下団体の会計監査
 - 七 新入生に向けた傘下団体の紹介

- 八 新入生の交流をはかる浦和祭の開催及び運営
- 九 薬学部に関する情報を収集し広く広報するメディア活動
- 一〇 その他芝学友会顧問または芝学友会会長が必要と認める事業
- 一一 前各号に附帯関連する一切の事業

第5条（所在地）

芝学友会は、主たる本部を東京都港区芝公園一丁目5番地30号慶應義塾大学薬学部芝共立キャンパス学友会室内に置く。

第6条（構成）

- ① 芝学友会は、慶應義塾大学薬学部の塾生が入会出来る。
- ② 芝学友会は、正会員と準会員で構成される。
- ③ 正会員は、慶應義塾大学薬学部4年終了時までとする。ただし、本人が希望し、会長が認めた場合、準会員の資格を得る。

第7条（解散）

- ① 芝学友会の解散は、顧問及び会長、双方が認めた場合可能である。
- ② 解散時、芝学友会の残余財産については、会長及び顧問が相談の上、定めることとする。
- ③ 前項の定めに関わらず、団体の解散について、全塾協議会の定めに従う。

第8条（顧問）

- ① 芝学友会は、顧問を1名おく。
- ② 顧問は、慶應義塾大学教職員とする。
- ③ 顧問は、当団体が適正な自治活動を行えるように協力する。
- ④ 会長は、顧問と連携して業務を行う。
- ⑤ 顧問は、会員の3分の2以上の要求があり、正当な理由があると認めた場合、会長を罷免できる。

第二章 芝学友会会長

第9条（会長）

- ① 芝学友会の学生責任者（以下「会長」という）は、芝学友会を代表する。
- ② 会長は、芝学友会正会員が就任することができる。
- ③ 会長は、1名とする。
- ④ 会長は、傘下団体を代表する役職を兼任してはならない。

第10条（職務）

- ① 会長は、芝学友会を代表し、薬学部生の福利厚生のため以下の職務を行う。
 - 一 慶應義塾大学薬学部に所属する塾生の意見の集約
 - 二 予算の調整とその執行、決算の承認
 - 三 当団体役員の名指
 - 四 傘下団体への自治会費配分額の決定
 - 五 当団体活動の指揮、監督
 - 六 その他自治活動に必要と思われる業務
- ② 会長は、毎年4月に慶應義塾大学公認学生団体芝学友会として、慶應義塾大学への公認申請を行わなくてはならない。
- ③ 会長は、当団体の活動を随時顧問に報告しなければならない。
- ④ 会長は、全ての会員に対して公平でなければならない。
- ⑤ 会長は、全ての会員が安心して団体活動が行えるよう、身体及び精神の安全に配慮しなければならない。また、それを達成するための業務を各部署又は役員と協力して行わなければならない。
- ⑥ 会長は、当団体の活動が著しく害されることが無いようにしなければならない。
- ⑦ 会長は、全塾協議会自治団体の代表者として、全塾生の福利厚生のために職務を行わなければならない。

第11条（選出）

- ① 会長の選出は、会員の投票により行う。
- ② 正会員は、被選挙権を有する。ただし、次に掲げる者はこの限りでない。
 - 一 選挙管理委員会の委員
 - 二 第9条4項の定めにより会長との兼任が禁止されている者
- ③ この規約に定めるもののほか、選挙に関し必要な事項は、選挙規則の定めるところによる。

第12条（任期）

- ① 会長の任期は、1年とする。ただし、任期途中で交代した場合、前任の残りの期間とする。
- ② 前条の選挙において当選人となった者は、総会において宣誓し、会長に就任する。
- ③ 第1項の定めに関わらず、会長は、後任者が就任した場合は、退任する。
- ④ 会長の任期が満了した場合は、当該会長は、後任者が就任するまで引き続きその職務を行うものとする。この場合において、就任した時から18月を超えて在任してはならない。

- ⑤ 会長の再任は、それを妨げるものではない。

第13条（解任）

- ① 会長の解任は、第8条5項に従う。
- ② 会長の解任がされた場合には、当該会長の職務は即時停止される。
- ③ 会長が不在の間、役員会と総会の招集に限り、顧問がその職務を代行する。
- ④ 会長が不在の間に、役員会の議決を要する緊急の事案があった場合、その議決は承認を要さない。ただし、事後に会長の承認を得ることを要する。
- ⑤ 会長が解任された場合、選挙管理委員会は直ちに選挙を行わなければならない。

第14条（役員との関係）

- ① 会長は、当団体の全ての役員を指名し、任命することができる。
- ② 会長は、正当な理由がある場合は、当団体の全ての役員の役職を罷免出来る。
- ③ 役員会の議決には、会長の承認を要し、これを会長が拒否する場合、議決は成立しない。

第三章 会員

第15条（会員）

- ① 芝学友会会員（以下「会員」という）は、正会員と準会員の別に関わらず、芝学友会に所属する塾生である。
- ② 会員は、本規約及び芝学友会が定める規則を遵守しなければならない。
- ③ 会員は、全塾協議会所属団体の一員として、塾生の模範となる行動をとらなくてはならない。
- ④ また、会員は、下記の事項を遵守しなければならない。
 - 一 団体の活動で知り得た情報を外部に提供しないこと
 - 二 芝学友会の業務円滑化に協力すること
 - 三 会長の事前の承認なく、活動しない期間を4週間以上設けないこと
 - 四 その他、会長に指定された事項

第16条（入会と退会）

- ① 入会にあたっては、会長が指定する所定の届けを提出しなければならない。
- ② 会員が年度の途中で退会を希望する場合は、会長が指定する所定の届けを提出しなければならない。
- ③ 会長は、会員を統制委員会の決定に基づき、退会させることができる。
- ④ 慶應義塾の塾生としての資格を失った時は、自動的に退会する。

第四章 組織

第17条（部署）

- ① 当団体は、以下の部署を置く。
 - 一 財務部
 - 二 議事部
 - 三 広報部
 - 四 渉外部
 - 五 総務部
- ② 財務部は、主に以下の職務を行う。
 - 一 芝学友会の会計に関する事
 - 二 傘下団体の会計監査に関する事
- ③ 議事部は、主に以下の職務を行う。
 - 一 芝学友会における会議の運営に関する事
 - 二 議事録を作成する事
 - 三 芝学友会の活動の記録に関する事
 - 四 芝学友会の情報資産の管理に関する事
 - 五 芝学友会の情報技術に関する事
 - 六 芝学友会の規約・規則に関する事
 - 七 芝学友会及び学友会室の備品の管理に関する事
- ④ 広報部は、主に以下の職務を行う。
 - 一 芝学友会の活動に関する広報及び情報公開に関する事
 - 二 塾生の意見等の収集に関する事
 - 三 薬学部に関する情報を収集し広く広報する事
- ⑤ 渉外部は、主に以下の職務を行う。
 - 一 外部からの企業協賛に関する事
 - 二 傘下団体との連絡、意見交換に関する事
 - 三 外部組織との連携に関する事
- ⑥ 総務政策部は、主に以下の職務を行う。
 - 一 各種企画に関する立案及び実行並びに各種企画に関する各部署の職務の総括に関する事
 - 二 芝学友会総会に関する事
- ⑦ 会長は、各部署に本規約の定める職務の他に芝学友会の目的のために必要と認める業務を職務として指定できる。
- ⑧ 各部署は、月に一度、部会を開かなければならない。

第 18 条 (部長・部長補佐)

- ① 芝学友会は、各部署に部長をおき、各部長に部署を統括させる。
- ② 部長の任期は、1 年とする。ただし、任期途中で交代した場合、前任の残りの期間とする。
- ③ 会長に指名された者は、総会での議決を以て、部長に就任する。
- ④ 第 2 項の定めに関わらず、部長は、後任者が就任した場合は、退任する。
- ⑤ 部長の再任は、それを妨げるものではない。
- ⑥ 会長により部長の解任がされた場合には、当該部長の職務は即時停止される。
- ⑦ 部長が解任された場合、会長は直ちに後任者を指名し、役員会で諮らなければならない。
- ⑧ 第 17 条で定めた各部署の部長は以下の役職の者が務める。
 - 一 財務部 財務部長
 - 二 議事部 議事部長
 - 三 広報部 広報部長
 - 四 渉外部 渉外部長
 - 五 総務政策部 総務政策部長
- ⑨ 部長は、各部署 1 名ずつとする。
- ⑩ 部長は、会長により職務として統括している部署に指定された業務を、適度に分割し部署に配属された会員に割り振る。
- ⑪ 会長は、各部署に部長補佐その他必要な役職を置くことができる。
- ⑫ 会長は、部長がなんらかの事由により職務を遂行できなくなった際に、職務を代行する者を任命できる。

第 19 条 (特別委員会)

- ① 当団体は、以下の特別委員会を置く。
 - 一 芝共薬祭実行委員会
 - 二 浦和祭実行委員会
 - 三 新歓実行委員会
 - 四 統制委員会
 - 五 その他会長が必要と認める特別委員会
- ② 特別委員会は、部署横断的に特定の事業を執り行うため、中心的な役割を果たす。
- ③ 特別委員会には、各部署から人員拠出する。
- ④ 特別委員会は、委員長が会長によって指名・任命されることで発足する。
- ⑤ 特別委員会は、発足に伴い、係る事業の事業計画書を役員会に提出しなければならない。

- ⑥ 特別委員会は、当年度の係る事業が終了した際、解散する。
- ⑦ 特別委員会は役員会の要請があった場合及び全ての年間活動が終了した場合には役員会に対し活動報告を行わなければならない。

第20条（委員長）

- ① 各特別委員会は委員長によって統括される。
- ② 委員長は、会長により職務として統括している特別委員会に指定された業務を、適度に分割し、配属された会員に割り振る。
- ③ 会長は、各特別委員会に副委員長その他必要な役職を置くことができる。

第21条（配属）

- ① 会長は、役員でない会員をいずれかの部署に配属しなければならない。
- ② 会員は原則として一つの部署に所属する。ただし、会長が認めた場合は、主たる配属先である主配属とは別に、副配属を設けることで会員を2つ以上の部署に配属できる。

第22条（会長補佐室）

- ① 会長は、会長の日常業務を補佐するため、会長補佐室を置くことができる。
- ② 会長補佐室の設立には、役員会の承認を必要とする。

第五章 役員

第23条（役員）

- ① 当団体は、次の役職に役員を置かなくてはならない。
 - 一 会計監査
 - 二 財務部長
 - 三 議事部長
 - 四 広報部長
 - 五 渉外部長
 - 六 総務政策部長
 - 七 特別委員会委員長
 - 八 その他、会長が必要と認める役職
- ② 役職は原則兼務してはならない。ただし、以下の場合は認められるものとする。
 - 一 各部長と特別委員会委員長
 - 二 その他、会長が必要と認める役職と全ての役職
- ③ 当団体の役員は、業務内容を随時会長並びに役員会に報告し、承認を受けなければならない。

ならない。

- ④ 当団体の役員は、慶應義塾大学薬学部 of 学部生であり、正会員もしくは準会員でなくてはならない。
- ⑤ 当団体の会計監査、財務部長に就いた者は、公平公正な学生自治に関わる業務を遂行するために、傘下団体および当団体と資金のやりとりがある団体の学生責任者及び財務または会計担当に就くことは出来ない。ただし、これらの団体の会計監査は除く。
- ⑥ 学生自治に関わる業務を公平公正な運営とするため、当団体の役員には、慶應義塾大学薬学部保護者会役員を三等親以内に持つ者は就くことが出来ない。準会員はこの限りではない。

第 24 条（会計監査）

- ① 当団体会計監査は、1 名とする。
- ② 当団体会計監査は、当団体の会計に関する仕事を監査し、会長に適宜報告する義務がある。
- ③ 当団体会計監査は、財務部に所属してはならない。

第 25 条（副会長）

- ① 会長は、会長がなんらかの事由により職務を遂行できなくなった場合に、職務を代行する者を役員から 1 名または 2 名任命できる。
- ② 前項の者は、一般に、芝学友会副会長と称する。

第六章 役員会

第 26 条（役員会）

- ① 当団体は、役員会を置く。
- ② 役員会は、23 条 1 項に定められる役員によって構成される。ただし、会計監査は役員会の構成役員には含まない。
- ③ 役員会は、以下の事項について協議しなければならない。
 - 一 当団体の活動計画
 - 二 当団体の予算案
 - 三 塾生並びに傘下団体からの要望
 - 四 各部署、各役員の業務報告
 - 五 本規約及び規則に定められる役員会の承認が必要な事項

第 27 条（定例会）

- ① 会長は、月に一度役員会を招集しなければならない。
- ② 前項の会議体を定例会と称する。
- ③ 役員は、止むを得ない場合を除き、定例会及び臨時会に出席しなければならない。
- ④ 止むを得ず欠席する場合、会長に対し事前に承認を得なければならない。また代行を自身が務める部署、委員会の構成員に務めさせる場合、その旨会長に連絡しなければならない。
- ⑤ 当団体は、定例会及び臨時会で決定した活動に関して、その業務を遂行しなくてはならない。
- ⑥ 会長は、定例会を招集する旨を、口頭、書面又は電磁的な方法を用いて、会員に通知しなければならない。

第 28 条（臨時会）

- ① 会長は、臨時会を招集できる。
- ② 役員は、臨時会の招集を会長に請求することができる。
- ③ 前項の請求があった場合、会長は速やかに臨時会を招集しなければならない。
- ④ 会長は、臨時会を招集する旨を、口頭、書面又は電磁的な方法を用いて役員に通知しなければならない。

第 29 条（定例会及び臨時会の成立）

- ① 定例会及び臨時会は、以下の出席を以て成立する。
 - 一 会長
 - 二 役員 $\frac{2}{3}$ 以上
- ② 役員会は、会長による開会宣言をもって開始し、議長による散会宣言をもってこれを終了とする。

第 30 条（議決）

- ① 定例会及び臨時会の議事は、出席する役員の過半数でこれを決する。
- ② 前項の定めに関わらず、議決に特別な定めがある場合は、それに従う。

第 31 条（議案の提出）

- ① 定例会及び臨時会において役員及び会長は、議案を提出することができる。
- ② 議案提出にあたっては、開催日の前日までに当該議案及びそれに付随する一切の資料を所定の方法により提出しなければならない。
- ③ 提出する議案には、以下の事項を記載しなければならない。
 - 一 提出者名
 - 二 提出者役職名

三 提出日

四 議案名

- ④ 第2項の定めに関わらず、緊急の議案の提出は、議長の許可を得て、第1項に掲げる者が行うことができる。

第32条（議長）

- ① 定例会及び臨時会の議長は、議事部長が務める。
- ② やむを得ない事情により、議事部長がその職務を執行できない場合は、会長又は会長に指名されたものが議長を務める。
- ③ 議長は、役員会の秩序を保持し、議事を整理する。

第33条（資料の作成、保存）

- ① 当団体は、定例会及び臨時会の議事録を会員に公開しなければならない。
- ② 議事録は、議事部が作成する。
- ③ 議事録には、以下の事項を記載しなければならない。
 - 一 役員会の日時及び場所
 - 二 出席した役員の名前と役職
 - 三 議決事項
 - 四 議事の経過の概要及びその結果
- ④ 議長及び会長は、議事録を真正なものとする場合、議事録に署名しなければならない。ただし、本項における議長及び会長は、当該議事録の役員会の進行を務めた議長及び当該議事録の役員会に出席した会長を指す。
- ⑤ 前項の署名がなければ、議事録は成立しない。
- ⑥ 議案資料、議事録は十分な期間、適切に保存する。

第34条（役員会の公開）

- ① 定例会及び臨時会は全ての会員に対して公開しなければならない。ただし、特別な理由がある際は、役員会の全会一致でこれを非公開とすることができる。
- ② 全ての会員は当然に、役員会を傍聴することができる。ただし、議場の定員数を超えた場合や議長による退場命令があった場合はこの限りではない。
- ③ 傍聴人が役員会を妨害する場合は、議長はこれを制止しなければならない。

第七章 総会

第35条（総会）

- ① 総会は、芝学友会の最高意思決定機関である。

- ② 芝学友会は、年に一度、原則 2 月に定期総会を開かなくてはならない。
- ③ 総会では、当団体の重要な意思決定を行うため、以下の各号に掲げる事項について協議しなければならない。
 - 一 会長の選出
 - 二 事業計画
 - 三 予算案と決算報告
 - 四 芝学友会規約
 - 五 年間活動報告
 - 六 役員人事
 - 七 会員が必要と判断した事項
- ④ 総会は、会長がこれを招集する。
- ⑤ 会長は、総会を招集する旨を、口頭、書面又は電磁的な方法を用いて、少なくとも 14 日前までに会員に通知しなければならない。
- ⑥ 会員の四分の一以上の要求があった場合、会長は 30 日以内に総会を招集しなければならない。
- ⑦ 会長が罷免された場合、顧問が総会を招集する。

第 36 条（総会の成立）

- ① 総会は、会員の二分の一以上の出席を以て成立する。ただし、委任を会長が認めた場合は、出席者数に含めることができる。
- ② 総会は、会長の開会宣言をもって開始し、会長による散会宣言をもってこれを終了とする。

第 37 条（総会の議長）

- ① 総会の冒頭において、議長を選出しなければならない。なお、議長選出に係る議案の議長は、会長がこれを務める。
- ② 議長は、総会の秩序を保持し、議事を整理する。
- ③ 議長は、議案の棄却を発議できる。なお、議案の棄却には出席者の過半数の賛同を必要とする。

第 38 条（議案の提出）

- ① 会長及び役員は総会に議案を提出できる。
- ② 会長選挙における当選人も同様に議案を提出できる。
- ③ 会員は、発起人となり、会員 5 名以上の署名と共に議案を提出できる。
- ④ 議案提出にあたっては、開催日の前日までに当該議案及びそれに付随する一切の資料を所定の方法により議事部に提出しなければならない。

- ⑤ 議案に記載すべき事項について、第 31 条 3 項を適用する。

第 39 条（総会の議決）

- ① 総会の議決は出席者の過半数でこれを決する。
- ② 会長は、総会の議決を承認する。

第 40 条（資料の作成、保存）

総会の資料について、第 33 条を適用する。ただし、これにおいて「定例会及び臨時会」及び「役員会」は、「総会」と読み替えるものとする。

第八章 財政

第 41 条（財政）

- ① 当団体の会計は毎年 4 月 1 日に始まり 3 月 31 日に終わるものとし、4 月 1 日より 9 月 30 日を会計前期、10 月 1 日より 3 月 31 日までを会計後期とする。
- ② 当団体の会計は交付金会計、独自財源会計、芝共薬祭実行委員会交付金会計、芝共薬祭実行委員会独自財源を有する。
- ③ 当団体の財源は、全塾協議会交付金、慶應義塾大学薬学部保護者会からの納入、及びその他の財源をもってこれにあてる。

第 42 条（予算）

- ① 当団体の予算案は、会長と役員会の承認を必要とし、財務部長が総会で報告をする。
- ② 当団体の予算の内訳は、芝学友会運営費、各種事業運営費、芝共薬祭運営費、傘下団体交付金及びその他役員会が必要と認めたものとする。
- ③ 活発な倶楽部活動を保持するため、毎年、当団体の会計から各傘下団体に、会長が定めた妥当な額の補助金を支出する。
- ④ 前項の定めに関わらず、健全かつ活発な倶楽部活動を推進するため、必要な事業を行う。
- ⑤ 財務部長は、その年度の傘下団体への交付金交付額を役員会に報告しなければならない。
- ⑥ 原則として、次年度、芝共薬祭運営費及び傘下団体交付金を次年度繰越金として計上することが望ましい。

第 43 条（監査）

- ① 財務部は、年に一度、当団体及び傘下団体の会計を監査し、その結果を会長並びに役員会に報告する義務がある。

- ② 前項の監査は、毎年年度始まりの4月から5月末日までに実施する。
- ③ 財務部は、傘下団体の会計状況及び活動実績等を調査し、会長に報告しなくてはならない。
- ④ 当団体は、傘下団体に対し財務管理に関する規則を作成する。

第九章 傘下団体

第44条（傘下団体）

- ① 当団体は所属団体を有する。
- ② 前項の所属団体を芝学友会傘下団体と称する。
- ③ 当団体は、当団体に所属する団体を統括する。
- ④ 当団体は、毎年度初めに、新入生に対して傘下団体の紹介を行う機会を設ける。
- ⑤ 当団体は、傘下団体への連絡を必要に応じて行う。
- ⑥ 当団体は、定期的に郵便物を確認し、必要に応じて各団体に配布する。
- ⑦ 傘下団体は、団体の情報を芝学友会に登録しなければならない。又、登記書類の作成様式については、規則によって定める。

第45条（加盟）

任意の団体が当団体に所属するためには、当団体顧問及び当団体会長の承認を必要とする。

第46条（財政）

- ① 傘下団体の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。
- ② 傘下団体の会計は、交付金会計及び独自財源会計とする。
- ③ 交付金会計は、本団体から交付される芝学友会交付金のみを運用する。
- ④ 前項の他、傘下団体が独自に獲得する収入は、独自財源会計で運用する。
- ⑤ 傘下団体は、年に一度、当団体に団体の会計を報告する義務がある。
- ⑥ 傘下団体の会計処理並びに書類の作成様式については、規則及び細則によって定める。
- ⑦ 当団体は、傘下団体から提出された会計報告を監査する。

第47条（倶楽部連盟委員会）

- ① 当団体は定期的に、傘下団体代表者の会合を設けなくてはならない。
- ② 会合は、一般に、倶楽部連盟委員会と称する。
- ③ 倶楽部連盟委員会は当団体正会員及び傘下団体の代表者から請求があった場合、1

ヶ月以内に開催されなければならない。

第十章 規約等

第48条（規約）

- ① 本規約は、当団体が定める最高の規則であり、これに反する決定、行為、諸規則は一切効力を有しない。
- ② 芝学友会は、総会の議決によって、本規約を改正することができる。

第49条（規則及び細則）

- ① 芝学友会は会長及び役員の発議と役員会の議決によって細則及び規則を制定、改廃を行うことができる。
- ② 前項の規定に関わらず、総会の決議により細則及び規則の制定、改廃を行うことができる。

第十一章 附則

第50条（施行日）

- ① 本規約は平成20年4月1日に施行する。
- ② 本規約は平成31年1月1日に改正する。
- ③ 本規約は令和5年3月1日に改正する。
- ④ 本規約は令和6年6月1日に改正する。
- ⑤ 本規約は令和7年2月25日に改正する。

第51条（附則）

本規約改正の際、現に在職する会長、顧問及びその他役員で、その地位に相応する地位が本規約で認められている者は、特別の定めをした場合を除いては、本規約改正のため、当然にその地位を失わない。但し、本規約によって、後任者が選挙又は任命された場合は、当然その地位を失う。

以上